

【2017年第21号】

深圳市における統括会社の 発展奨励規定について

2017年12月28日

陳 良諺 CHAN LEUNG YIN, MICHAEL

香港支店
業務開発室

T +852-2249-3053

E MICHAEL_LY_CHAN@HK.MUFG.JP

三菱東京UFJ銀行
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
A member of MUFG, a global financial group

2017年10月30日、深圳市政府（以下「市政府」）は「深圳市における統括会社の発展奨励実施方案」（深府規〔2017〕7号、以下「同方案」）を公布した。全国の経済中心都市である深圳市の「本部経済」（下記）の発展を促し、国際的な新興産業及び現代テクノロジー産業が集中するイノベーションセンター建設に向けた支援策を確立すべく市政府は同方案を公布した。本稿では、同方案発表の背景及び支援内容を紹介したい。

1. 背景

「本部経済」とは、地域内における経営条件の優位性を活用し、国際的な企業グループの統括機能を有した本部設立を誘致することで、地域経済の底上げに繋げる概念を指す。本部経済が発展することで、税収の増加、新興産業の成長、就職率の改善など、様々なメリットが享受できる。実際、深圳を除いた上海、北京、天津、広州などの主要都市でも本部経済を促進するための支援政策が打ち出されており、本部経済の発展が中国国内においては重要視されていると言える。

市政府は2008年、「本部経済の発展に関する若干の意見」（深府規〔2008〕1号）を発表し、国内外の優良企業の設立を奨励し、本部経済の基盤を強化したい意向を示した。その後、2012年には「深圳市における統括会社の発展奨励暫定方案」（深府規〔2012〕104号、以下暫定方案）を公表。統括会社の設立奨励を始め、オフィス賃料の補助や商務の利便性向上など一連の優遇政策を試行した。

統計データによると、2016年度深圳市所在の90社弱の統括会社の納税額は約440億人民元となり、その総額は前年比29%増となった。深圳市は近年新興企業の発展にも力を入れており、イノベーション産業の発展が、国内外の優良企業の本部設立による経済成長へどのような相乗効果が生むのか、注目されている。

このような背景の下、市政府はこれまでの暫定方案をベースに一部の優遇内容と申請要件を修正し、同方案を発表した。

2. 主な内容

同方案では、奨励措置及び補助金の申請要件と適格統括会社への優遇措置が盛り込まれている。以下では、その主な内容を具体的に講じたい。

(1) 同方案の対象

統括会社の定義	深圳市に設立されている法人資格を有する企業(外資・中資問わず)、または一定区域内の企業に対しては持株投資、経営企画、集中販売、財務決算などの管理機能を有する本部機構を指す。												
統括会社の要件	<p>下記4つの要件のうち、どれか1つに該当する統括会社は同方案の支援対象となる</p> <p>(一) 深圳市に法人登記を行い、1年以上連続して経営し、かつ、以下いずれかの要件を満たすこと</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>前年度の営業収入(人民元)</th> <th>貢献した地方財力¹(人民元)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>20億元以上</td> <td>4千萬元以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>15億元以上</td> <td>6千萬元以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10億元以上</td> <td>8千萬元以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記2、3は本法案より新たに追記されたもの</p> <p>(二) 深圳市に法人登記を行っているが、経営1年未満の場合、以下3つの条件を全て満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 払込資本金5億元以上 2. 持ち株親会社総資産100億元以上、かつ前年度営業収入100億元以上 3. 市政府と協議を締結し、次年度の営業収入50億元以上、かつ貢献する地方財力6千萬元以上 <p>(三) 他地域から深圳市に移転した場合、以下2つの条件を全て満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前年度営業収入が50億元以上 2. 市政府と協議を締結し、払込資本金が5億元以上、移転した次年度の営業収入が50億元以上、かつ貢献する地方財力6千萬元以上 <p>(四) 深圳市の産業発展戦略及び産業政策に合致し、産業発展に大きく貢献すると見込まれると市政府の許可を得た上、市政府と協議を締結</p>		前年度の営業収入(人民元)	貢献した地方財力 ¹ (人民元)	1	20億元以上	4千萬元以上	2	15億元以上	6千萬元以上	3	10億元以上	8千萬元以上
	前年度の営業収入(人民元)	貢献した地方財力 ¹ (人民元)											
1	20億元以上	4千萬元以上											
2	15億元以上	6千萬元以上											
3	10億元以上	8千萬元以上											

(2) 奨励内容(一部抜粋)

<p>設立奨励</p> <p>※統括会社要件(二)(三)を満たす企業が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市政府と承諾した営業収入と貢献する地方財力を実現した場合、1千萬元の奨励金を支給² ▪ 特別誘致した企業を対象に、設立奨励金を市政府との締結契約に基づき支給
<p>貢献奨励</p> <p>※統括会社要件(一)を満たす企業が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 統括会社要件を3年続けて満たした場合、前年度に貢献した地方財力が過去2年の最大貢献額と比較し、その増加額の30%に相当する金額を支給。なお、奨励金上限は2千萬元までとする

¹ 貢献した地方財力とは、対象企業が深圳市にて納付した企業所得税、増値税、営業税、都市建設税、印紙税、地方教育税附加、教育税附加、不動産税、土地使用税、文化事業建設費用のうち地方政府の税収に計上された分を指す。

² 同方案では、暫定方案に記した奨励内容「設立次年度の営業収入が50億元超の新設企業に対し、20億元毎に500萬元の追加奨励金を支給」を撤廃。

オフィス賃料補助・ オフィス用不動産 購入補助	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 深圳にオフィスを保有していない場合、統括会社が契約したオフィス年間賃料の50%³を補助。なお、補助金上限は年間150万元、最大5年までとする ▪ 自社用オフィスを初めて購入する場合、購入代金総額の10%⁴を補助。補助金上限は5千万元までとする。なお、購入後10年以内に同不動産の賃貸、転売及び用途変更は禁止とする <p>※ 以上2つの補助金制度は同時に申請してはならない</p>
人材支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 統括会社のシニア管理職は深圳市における人材プログラムの対象と看做され、規定に基づき子女の入学と、医療保健の優遇政策及び措置を享受可能 ▪ 統括会社の中間管理職以上の管理者及び企業発展・技術革新のため顕著に貢献をした人材に対して、規定に基づき産業発展イノベーション人材賞を授与する。奨励金上限は150万までとする
その他の利便化措 置	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市政府関連部門が金融機構に対し与信サポート強化の指導意見を出す ▪ 統括会社による省公安部門での通行車両深圳香港ダブルナンバープレートの申請を利便化
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 同方案の優遇政策を享受する統括会社は、深圳市の他の同様の優遇政策を享受してはならない ▪ 同方案の優遇政策を享受する統括会社は、深圳市で最低10年間経営しなければならない

4. まとめ

本部経済をより発展されるには、インフラ建設の完成度や税制優遇政策のみならず、新興産業育成への注力、関連産業サプライチェーンの充実度、近隣地域との経済環境なども重要となる。深圳市は香港という中国最大の外商投資源、オフショア資本集中地及び貨物再輸出入センターといったような隣接地域に恵まれたことで、全国主要都市の中でも比較的開放的なビジネス環境を保つことができた。一方、香港は海外投資者と深圳市を含めた中国市場との仲介役の役割を果たすことで、中国の対外的国際金融センターとしての位置づけを確立してきた。両地域の緊密なビジネス関係は、深圳市の本部経済が成り立つようになった重要な部分を占めている。

深圳市は従来の製造業集中地から全国最先端のイノベーション産業中枢へと変貌し、GDP成長率は近年平均10%を維持するなど、飛躍的な経済成長を遂げてきた。テンセントを始め、中興通訊、華為、百度などの中国企業のみならず、アップル、マイクロソフト、レノボなど世界最大手のIT企業が深圳市にて拠点を設置しており、中国のIT産業発展を語るのに欠かせない重要な地域となっている。国内外の大企業が相次いで深圳市に拠点を構える動きを見せる中、この流れに沿った同方案は効果的であり、市政府による手厚い支援が後押しとなり、統括会社の本部管理活動から生じる経済成長は今後より著しい成長を促すと期待される。

以上

³ 同方案は、暫定方案に記した補助内容「賃貸面積に応じて1平方メートル毎に年間500元の賃料補助金を支給」から、「年間賃料総額の50%を支給」へと変更した。

⁴ 同方案は、暫定方案に記した補助金額「不動産の買値の5%」から、現在の10%に引き上げた。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2017. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.